

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 30 年 6 月 29 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

平成 30 年度羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度 羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度羽曳野市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,887 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,636,381 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 6 月 29 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	繰越金	0	13,887	13,887
	1 繰越金	0	13,887	13,887
	歳 入 合 計	10,622,494	13,887	10,636,381

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	諸支出金	4,051	13,887	17,938
	1 償還金及び還付加算金	4,050	13,887	17,937
	歳 出 合 計	10,622,494	13,887	10,636,381

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 繰越金	0	13,887	13,887
歳入合計	10,622,494	13,887	10,636,381

2 歳 入

10 款 繰越金

13,887千円

1 項 繰越金

13,887千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	0	13,887	13,887
計	0	13,887	13,887

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 繰越金	13,887	繰越金 13,887

3 歳 出

6 款 諸支出金

13,887千円

1 項 償還金及び還付加算金

13,887千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 国庫支出金 等還付金	千円 0	千円 13,887	千円 13,887	千円	千円	千円	千円 13,887
計	4,050	13,887	17,937	0	0	0	13,887

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子 及び割引料	千円 13,887	介護給付費交付金（支払基金交付金）返還金 千円 13,887